



井上秀典先生の御退任を惜しむ

大石 尊之*

明星大学に37年間の長きにわたり、国際法の研究・教育に多大な貢献を果たされてきた井上秀典先生が2021年3月をもって、本学を退任されます。本稿では、井上先生の研究・教育履歴

の一部をご紹介します、御退任の祝辞を述べさせていただきます。

先生は、1984年に本学人文学部専任講師として就任され、本学でのキャリアをスタートされ

*明星大学経済学部 准教授

ました。1989年に同学部助教授、1995年に同学部教授に就任し、2001年に人文学部経済学科から改組、設置された本学経済学部教授として就任され、2021年3月まで同教授として、活躍されました。先生の専門分野は国際法、とりわけ国際環境法であり、経済学部だけでなく本学全体の法学教育の要として活躍されてこられました。本学での37年間のキャリアの中で、本学評議員（2015年から2019年）を歴任されました。また、サバティカルとして、2009年4月から1年間、ドイツのマックス・プランク外国公法・国際法研究所（ハイデルベルク）にてRüdiger Wolfrum教授（国際海洋法裁判所元所長）のもとで、在外研究を行われました。一方、学外では、日本エネルギー法研究所研究委員（1992年から1995年）、アジア経済研究所研究委員（1992年から1996年）、IUCN日本委員会副委員長（2002年から2004年）、栃木県環境審議会専門委員（2004年）、環境省海外環境影響評価制度調査検討会委員（2005年）、環境省「諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析業務」委員（2011年）、人間環境問題研究会事務局長（2014年から現在）、環境法政策学会理事（1997年から現在）というように、多くの研究機関および官公庁でさまざまな要職を歴任されました。国際的な自然保護ネットワークIUCN（International Union for Conservation of Nature）や環境省における要職の遍歴をみてもわかる通り、国際環境法の研究者である井上先生は、その専門的知見を通じて、大きな社会的貢献を果たしてこられました。また、環境法と環境政策の分野における国内学会である環境法政策学会の創立から、先生は理事メンバーの一員として、同学会を牽引してこられました。

先生は京都市のご出身です。先生のお話によりますと、幼少期にお母様に連れられて、市内

の八坂神社を散歩されていたときに、神社にいた易者が、幼い先生を呼び止め、「この子は将来、学者になる」とお母様に予言されたということです。1975年に早稲田大学政治経済学部を卒業され、1977年に同大学大学院法学研究科修士課程を修了し、法学修士号を取得されました。本学に着任されてからは、「国際法」「法律学概論」「民法」といった授業を担当されました。「国際法」および「法律学概論」では、先生は、国際法と国内法の関係を重視する視座に立って、国際社会の分権化という国際法の基本構造を学生に理解させた上で、安全保障、環境保護、国際犯罪、紛争解決が法律とどのように関係しているかを、わかりやすく講義されました。また、「民法」では、先生は、消費者保護などの債権法の改正を踏まえた、民法の基礎知識を網羅したうえで、民法が日常生活の中でどのような役割を果たしているのかを、丁寧に講義されました。先生が担当されたこれらの授業は、本学の学生から高い人気を得ていました。先生の長年の卓越した教育経験は、『持続可能な社会を考える法律学入門』（2016年）という著作物として結実しており、この分野の教科書の一つとして知られています。

先生の主要な研究領域は、国際法、特に国際環境法であります。人類が現在直面している気候変動や越境汚染などのグローバルな環境問題では、従来の主権国家間の条約及び慣習国際法に基づく解決方法では難しいことが知られています。グローバルな環境問題を解決するためには、主権国家に立脚した従来の国際法の考え方から離れて、法的共同体（legal community）としての国際共同体（international community）に立脚した新しい国際法の考え方が不可欠です。この国際共同体を支配するのが、国際環境保護における規範および諸原則です。国際環境法は、このような国際環境保護における規範お

よび諸原則を、国際法の枠組みの中で分析する研究領域であるといえます。先生は、越境汚染や気候変動の解決に関する法的側面の分析、および国際河川の水管理に関する法的側面の分析など、多岐にわたるトピックについて、論文を精力的に発表してこられました。代表的な論文には、例えば、越境大気汚染の法的側面の検討から紛争解決を分析した井上（1986）、有害廃棄物の越境移動に関して、国際的および国内的法体系を分析した井上（1994）、国際水環境紛争を題材にした衡平な水利用原則を検討した井上（2005）、COP21で採択されたパリ協定を中心に地球温暖化防止の法政策を検討した井上（2016）、および国際社会における環境権を検討した井上（2019）などがあります。また、アジア地域での環境協力の必要性を説いたSakumoto and Inoue（1995）や国境を越える環境問題に対して国際責任の面から検討を加えたInoue（1997）は、英語論文として発表されました。先生の研究者としてのキャリアの中で、教科書、条約集、解説集を含む著作物は23点、学術論文は43本にのぼります。このように、先生の一連のご研究は、日本における国際環境法の研究を牽引するものであると思われる。

最後に、先生との個人的な思い出を記したいと思います。私は7年間在職していた青森公立大学から、本学のミクロ経済学担当の専任教員として移って来ましたのが2017年でした。私は、当時、国際河川における法の管理の問題をミクロ経済学的な観点から研究する仕事に着手しており、経済モデルを構築するうえで、国際環境法の基礎的な考え方を取り込みたいと考えていました。国際環境法の研究者・行政の実務者にとって必携とされるBirnie, Boyle, and Redgwell（2009）*International Law and the Environment*（3rd Edition, Oxford University Press, New York and Oxford）について、自

分なりにそれまで勉強していましたが、いくつかの法概念は、私には手に余るものでした。国際環境法の専門家である先生と出会うことができたのは、このような私にとって望外の喜びでした。私は事あるたびに、先生の研究室を訪問しては、（先生が入れてくださる美味しいコーヒーをふたりで飲みながら）、国際環境法の考え方、特に国際河川における合理的水利用と衡平的な水利用に関する法概念について、何度も議論させていただきました。先生は大変気さく方な方であり、私の訪問をいつも快く迎えてくださいました。時折、素晴らしいユーモアを交えながら、私に法学的考え方のエッセンスをレクチャーしてくださいました。先生のレクチャーは、私の法と経済学研究の基礎の1つになっています。先輩教員である先生と、本学で同僚として4年間ご一緒した時間は、私にとって宝物になっています。おそらく他の多くの教職員も、私と同様に、先生とご一緒した時間や、先生の温厚でエスプリに富んだお人柄は、忘れることができないものになっていると思います。

37年間の長きにわたり、教育・研究への多大なご貢献、大変お疲れ様でございました。先生のますますのご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げます。

井上秀典先生の代表的な著書および論文

代表的な著書

- [1] 『日本の新しい環境政策を考える』（共著）、ぎょうせい、1989.
- [2] 『広域汚染と環境政策』（共著）、成文堂、1989.
- [3] *Environmental Policy in Japan*（共著）、Sigma Bohn（Germany）、1989.
- [4] 『発展途上国の環境法（東アジア）』（共著）、アジア経済研究所、1992.
- [5] 『発展途上国の環境法（東南・南アジア）』（共著）、アジア経済研究所、1994.

- [6] 『民法と環境法の諸問題』(共著), 中国人民大学出版社, 1995.
- [7] 『中国の環境問題』(共著), 新評論 中国研究所編, 1995.
- [8] 『世界の環境法』(共著), 国際比較法研究センター, 1996.
- [9] 『地球環境とアジア環境法』(共著), アジア経済研究所, 1996.
- [10] 『発展途上国の環境政策の展開と法』(共著), アジア経済研究所, 1997.
- [11] 『環境政策と環境法体系』(共著), 産業環境管理協会, 2004.
- [12] 「予防原則と環境アセスメント」(単著), 『水資源・環境研究の現在』所収, 成文堂, 2006.
- [13] 「生物多様性における環境影響評価の履行」(単著), 『国際法の新展開と課題』所収, 信山社, 2009.
- [14] 「海洋環境に関する国際条約の展開」(単著), 『環境法体系』所収, 商事法務, 2012.
- [15] 『持続可能な社会を考える法律学入門』(単著), 八千代出版, 2016.
- [16] 「国際環境法における義務と共同体利益」(単著), 『国際法のフロンティア宮崎繁樹先生追悼記念論文集』所収, 日本評論社, 2019.
- [11] 「生物多様性と不動産開発(災害の視点から)」(単著), 日本不動産学会誌 No.102, Vol.26, No.3, pp.29-34, 2012.
- [12] 「環境影響評価と国際法」(単著), 環境法研究39号, 有斐閣, pp.159-186, 2014.
- [13] 「2020年以降の地球温暖化防止に関する法政策—パリ協定を中心に—」(単著), 環境法研究41号, 有斐閣, pp.5-22, 2016.
- [14] 「再生可能エネルギーと国際法」(単著), 環境法研究43号, 有斐閣, pp.5-37, 2018.
- [15] 「国際社会における環境権の諸相」(単著), 環境法研究44号, 有斐閣, pp.73-96, 2019.

代表的な論文

- [1] 「越境大気汚染の将来的展望」(単著), 『21世紀の国際法』, 成文堂, pp.27-45, 1986.
- [2] 「有害廃棄物の国境を越える移動に関する国際的国内的法的枠組み」(単著), 『現代行政国家と政策過程』, 早稲田大学出版部, pp.27-45, 1986.
- [3] Regional Cooperation in the Field of Environmental Law in Asia (作本直行氏との共著), Development and the Environment, アジア経済研究所, pp.421-434, 1995.
- [4] The Development of International Law Regarding the Transboundary Movement of Hazardous Wastes (単著), *Environmental Law and Policy in Asia*, Institute of Developing Economies, pp.142-149, 1997.
- [5] 「国際水環境紛争における衡平な利用原則の検討」(単著), 法政大学人間環境論集 6 卷 1 号, pp.41-52, 2005.
- [6] 「欧州裁判所判決に見る予防原則の位置づけ」(単著), 環境法研究30号, 有斐閣, pp.84-100, 2005.
- [7] 「米国地球温暖化対策の動向」(単著), 環境法研究33号, 有斐閣, pp.70-90, 2008.
- [8] 「国際環境法形成における国際判例の役割」(単著), 環境法研究36号, 有斐閣, pp.165-200, 2011.
- [9] 「水銀の規制を巡る国際社会の動向」(単著), 環境管理 3月号, 産業管理協会, pp.49-58, 2012.
- [10] 「地球温暖化防止を巡る最近の締約国会議の動向」(単著), 環境法研究37号, 有斐閣, pp.3-11, 2012.